

アフター万博に向けたひょうご北摂観光プロモーション業務仕様書

1 業務名

アフター万博に向けたひょうご北摂観光プロモーション業務

2 趣旨

兵庫県阪神北地域（ひょうご北摂）は、伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町の4市1町からなる地域である。都市と自然がバランスよく共存し、魅力的な観光資源及び地域特産品を数多く有している。また、近隣大都市である大阪からのアクセスにも優れている。

これらの魅力は日本を訪れる外国人（インバウンド）に対しても強く訴求できるものであり、大阪・関西万博（以下、「万博」という。）及びアフター万博の機会を捉え、より多くのインバウンドを地域に誘客することは喫緊の課題である。また、万博を契機とした「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「FP」という。）が数多く生み出されており、アフター万博においては、それらの磨き上げを軸とした誘客促進を進めていく必要がある。

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会では、地域の観光資源が有する価値を動画の力でより多くのインバウンドへ伝え、観光客の潜在ニーズの掘り起こし及び長期的なファン獲得を図りたいと考えている。

そのため、「アフター万博に向けたひょうご北摂観光プロモーション業務」（以下、「業務」という。）として映像の美しさや没入感のあるストーリー等によって、観光資源及び地域資源の魅力が最大限に表現され、本動画を視聴する者の認知度の差・関心の有無に関わらず、感覚的に観光に訪れたいと思うブランディング動画を制作し、より多くの視聴者へ届けるためプロモーションを行うこととし、業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

3 主催

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下、「協議会」という。）

4 業務費

¥3,000,000円－（税込）以内

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 業務内容

受託者は、上記趣旨に沿う形で下記の業務を実施すること。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項は全て実施すること。

(1) 観光 PR 動画の制作

本業務の目的を達するため阪神北地域を訪れるインバウンドの潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、地域の様々な観光資源（FP、里山、食と文化、温泉、アニメツーリズム・体験など）の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を以下のとおり制作すること。

ア 撮影スポットは撮影シーズンを考慮のうえ、誘客促進に繋がる場所を提案し、協議会と協議の上、決定すること。

イ 動画時間、本数は自由提案による。なお、15 秒～30 秒程度にまとめたショート版は3 本以上制作することとし、動画の時間に応じて最大限の PR 効果を得られる構成を組むこと。また、インバウンドが FP や観光地点、グルメ等をまち歩きで楽しむ行程（まち歩きルート）を盛り込むこと。なお、FP については動画内で全てを取り上げる必要はない。

ウ 動画の解像度について提案すること。

エ 動画の縦横比は1 6 : 9 を原則とするが、提案内容に応じて変更することは可とする。

オ より多くの視聴に結び付けるため、没入感のある動画構成、特に最初の 10 秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと。

カ 英語による字幕を必ず入れること。なお、英語を母国語とする人物によるネイティブチェックを実施すること。

キ ナレーションの有無については、自由提案とする。

ク 訴求効果が見込まれる場合は、人物起用、特殊な撮影方法（ドローンを用いた撮影等）や特殊効果等についても提案を行うこと。

(2) 観光 PR 動画のインバウンド向けプロモーションの実施

作成した動画を用いたインバウンド向けのプロモーションを提案すること。大阪からアクセスの良いひょうご北摂の特性を踏まえ、ターゲット層や実施時期、方法等を提案すること。必要に応じて協議会の SNS 及び HP を活用することは可とする。

なお、各プロモーションについて、動画視聴回数等の目標設定することとし、効率的かつ効果的な手法の提案に努めること。

(3) 管内 FP の取材・動画撮影（海外旅行会社等への説明用）

FP を撮影し、15 秒程度の動画で納品すること。令和 7 年 7 月 8 日現在で 16 か所あるが、予算内で撮影できる件数を提案すること。字幕・ナレーションは必須としない。なお、委託期間中に FP の数が増減した場合は、協議会と協議の上、業務範囲を確定する。

【動画制作における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。ただし、初回の各関係者への趣旨説明は協議会が行う。
- ② 制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新

規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。

- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑥ 動画制作においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ⑦ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、阪神北地域についての知見があるディレクターが担当すること。
- ⑧ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- ⑨ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑩ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑪ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑫ その他取材時などにおけるトラブルが発生した場合には、迅速な対応により回復を図ること。

7 実績報告

業務終了後において、事業の取り組み状況や実施結果を記載した実績報告書を任意の様式で作成し、協議会に提出すること。記載内容の詳細は別途、協議会との協議のうえ、決定する。

8 納品物

ア 観光PR動画

納品は、以下の形態にて最適な解像度でおこなうこと。

- ・DVD・Blu-ray disc 納品各2セット
- ・最終制作物並びに字幕及びナレーションを削除した映像のみの動画の2バージョンを用意すること。(英語圏以外の場所に発信する可能性があるため)

イ 管内FPの撮影データ

- ・DVD・Blu-ray disc 納品各2セット
- ・最終制作物

9 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とする。なお、備品の購入については、特段の事情がない限り認められない。

(1) 人件費

企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、交通費等）

(2) 広告宣伝費

動画のプロモーションに係る広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費等含む。）

(3) その他事業費

旅費、郵送費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、サーバー利用料、その他事業を実施するために必要と認められる経費

10 秘密保持

- ・ 受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- ・ 受託者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

11 情報セキュリティ

- ・ 本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- ・ 受託者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
 - (2) 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。
 - (3) 重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - (4) 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

12 その他

- ・ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ・ 受託者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に協議会と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の成果物（HP 等の媒体に使用するために撮影した画像を含む）に係る権利

は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則協議会に帰属するものとし、協議会は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用する。出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、協議会より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- ・ 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うこと。
- ・ 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとし、必要な経費も受託者が負担するものとする。
- ・ 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、協議会と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- ・ 本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと協議会が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受託者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。
- ・ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、協議会の書面による承認を得た場合は、協議会が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は協議会に対し、すべての責任を負うものとする
- ・ 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- ・ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。

13 問合せ先

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局 担当：森川

(兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内)

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15

T E L : 0797-83-3156 F A X : 0797-86-4379

メール： Hiroaki_Morikawa01@pref.hyogo.lg.jp

hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp (必ず両アドレスに送付すること)

以上